

## 医療機関の信用格付方法

### 1. 医療機関に対する格付けの基本的な考え方

JCR では、事業会社に対する格付けのプロセスとして、定量的要因分析および定性的要因分析を行うことにより、当該企業の将来の債務償還能力を総合的に評価している。医療機関の格付けに関しても、アプローチ手法のベースは事業会社に対する手法を採用している。しかしながら、医療施設の主要な開設主体である医療法人や財団法人は公益性の高い非営利法人であり、事業会社とは根本的に経営基盤が異なる。また医療分野では、①機能性指標など事業会社にはない特有の指標が多用されている、②病院会計準則始め事業会社と異なる会計制度が採用されている、③医療政策・制度が事業運営に与える影響が事業会社に比べて大きいという事業特性があり、医療機関の格付けにはこれらを十分に反映させる必要があると考えている。

一方、医療機関には公認会計士による外部監査は義務づけられていないが、実際に格付けを行うにあたり提出される財務諸表は、外部監査を受けたものであることが望ましい。そこで JCR では、未監査の医療機関に対しては、原則として監査法人の医療専門チームによる略式監査を受けることを前提に、格付けを実施している。略式監査は、主に直近期の B/S や P/L などの数値の信頼性、医療機関の人員・資金等の実体面での確認・検証作業が中心である。

以下、医療機関の格付けに際し重視している項目につき付言する。

### 2. 事業基盤に対する評価

現行の医療計画制度においては、全国約 360 に細分化された 2 次医療圏で地域医療がおおむね完結するシステムが構築されており、医療機関の大半が単一の 2 次医療圏で医療・介護事業などの施設を運営している。こうした現状を踏まえ、当該医療機関が本部を置く医療圏を分析することが、医療機関の事業基盤を評価する上で重要な要素と位置付けられる。事業基盤評価の主要項目は、①2 次医療圏の地域特性（人口動態、疾病特性など）、②医療インフラの整備状況、③地域連携ネットワークの構築状況（地域連携パスなど）、④地方自治体などによる支援状況、などである。

### 3. 医療基盤に対する評価

現在の地域医療計画では 4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）・5 事業（救急・精神救急、小児、周産期、災害、へき地）別に課題や数値目標が明示されており、この目標に対応する形で地域連携や医療施設の機能分化が進展しつつある。地域連携パスに象徴される形で医療機関同士の情報の共有は今後さらに進捗していく見込であり、かかりつけ医とともに中核医療機関の役割が重要性を増すと考えられる。特に 4 疾病・5 事業において中核的機能を担えるか否かは、医療機関の機能特性を評価する上での重要な要素と判断している。その意味で現行の「地域医療支援病院」は、紹介外来制や救急医療機能、地域共同利用・教育研修などの承認要件の厳格さなどから、相応の評価をすべきである。医療機能の評価では、①施設基準（主に入院基本料に直結する看護配置や紹介率など）、②機能性指標（平均在院日数、救急患者搬入件数など）③臨床研修体制の整備状況、を主たる評価指標と位置付けている。

### 4. 財務基盤に対する評価

財務基盤評価に関しては定量的分析が主体であるが、資金調達面での制約条件が大きい現行制度にお

いては、民間金融機関との取引関係など資金面で安定性が確保されているか否かが重要な点である。また定量分析に関しては、①収益性指標、②安定性指標、③効率性指標、が重視される点は事業会社と同様であるが、医療特有の指標である機能性指標が財務面に与える影響も考慮されるべきである。特に急性期主体の医療機関では、平均在院日数・病床稼働率など入院関連指標の重要性が高いといえる。

### 5. マネジメントに対する評価

経営の透明性確保という点で、医療法人など通常の民間医療機関では、ガバナンスの確保が重要な課題となる。具体的には、①経営トップである理事長個人と法人（病院）との完全な分離、②理事会などの意思決定機関の機能の明確化、である。運営管理面では、①安全管理などの各種委員会が実質的に機能しているか、②社会保険診療報酬などの請求など事務管理体制が整備されているか（査定減への対応）、③診療報酬改定への機敏な対応が可能か、など法人全体としての組織体制のチェックが重要であると考えられる。また、(財)日本医療機能評価機構による認定評価など第三者評価に対する取組姿勢も重要と考えている。債務償還能力を評価する格付けでは、財務基盤を中心とした定量面での分析が重要な位置付けを占めることはいうまでもないが、医療分野の事業特性を踏まえ、数値項目以外の要因分析の比重が高い点を強調しておきたい。

### 6. 社会医療法人に対する格付け

社会医療法人に対する格付けに関しても、基本的な手法は変わらない。ただ、主務大臣等による社会医療法人の認定に関しては、公的な運営および救急医療等に関する要件が課せられているため、この基準の維持が当該法人にとって優先すべき経営課題の一つと位置づけられる。このため、両要件に対する体制整備が格付け上も重視されるが、社会医療法人としての機能上、特に①地域医療における中核的機能、②ガバナンス強化の体制、③中期的な経営基盤安定化に向けた取組み、という点を評価項目としている。

以上

図表

医療機関格付けの主要評価項目

	制度・環境要因分析	定性的分析	定量的分析	<b>社会医療法人に対する評価項目</b> <b>A. 地域医療における中核機能</b> ①急性期中核病院としての体制整備 ②複数の認定基準取得に向けた取組み ③地域医療連携体制構築への積極的関与 <b>B. ガバナンス強化</b> ④経営情報等の定期的な開示 ⑤経営透明性のさらなる向上 ⑥CSRに対する取組み <b>C. 中期的な経営基盤安定化</b> ⑦地域医療に係る人材育成・強化 ⑧資金調達力向上への取組み ⑨地元自治体からの支援体制
事業基盤評価	地域医療計画 規模 地域特性（2次医療圏）	地域連携ネットワーク 公的支援の枠組み		
医療基盤評価	地域医療における特性 施設基準 臨床研修体制		機能性指標	
財務基盤評価		フロー改善に向けた取組み 取引金融機関	収益性指標 効率性指標 安全性指標	
マネジメント評価	診療報酬改定への対応力 安全管理体制 第三者評価に対する取組み	ガバナンスの強化 理事会等の機能 事務管理体制		